

大阪府（以下「甲」という。）と大阪建設機械リース協同組合（以下「乙」という。）とは、大阪府域において地震等により大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における応急救助用資機材等（以下「救助資機材」という。）の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、災害時等において救助資機材の供給が必要となるときは、乙に対し供給協力を要請することができる。

（要請手続き）

第2条 前条の規定による甲の要請は、大阪府総務部危機管理室長が行なう。

2 甲が乙に要請するときは、次の各号に掲げる事項を明示して電話等により要請し、事後、速やかに甲は乙に文書を提出するものとする。

- (1) 要請する理由
- (2) 要請する救助資機材の品目及び数量
- (3) 要請する期間
- (4) 運搬する場所
- (5) 運搬方法
- (6) その他必要な事項

（協力の実施）

第3条 乙は、甲の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、他の業務に優先して甲に協力するものとする。

（運 搬）

第4条 救助資機材の運搬は、乙又は乙の指定する者が行なうものとする。ただし、必要に応じて、乙は甲に対して運搬の協力を求めることができる。

（保 管）

第5条 甲は、乙から救助資機材の供給協力を受けたときは、救助資機材について善良な管理者の注意をもって保管するものとする。

（損害の負担）

第6条 救助資機材の供給協力について損害が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議して定める。

（報 告）

第7条 乙は、協力を実施したときは、次の各号に掲げる事項を電話等により甲に報告し、事後、速やかに乙は甲に文書を提出するものとする。

- (1) 協力した救助資機材の品目及び数量
- (2) 協力した期間
- (3) 協力した場所
- (4) 運搬方法
- (5) その他必要な事項

（費用負担）

第8条 乙が協力の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

(費用の請求及び価格の決定)

第9条 乙は、第7条の規定による文書の提出後、甲の認定を受けて協力に要した経費を甲に請求するものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な協力を図るため、他都道府県協同組合との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては大阪府総務部危機管理室長、乙においては大阪建設機械リース協同組合副理事長とする。

(資料交換)

第12条 甲は、防災に関する情報について、適宜乙に通知するものとする。

2 乙は、この協定により協力できる救助資機材について、供給協力可能品目及び数量等の状況について、毎年3月末までに甲に通知するものとする。

(協定書の有効期間)

第13条 この協定書の有効期間は、平成18年1月12日から平成19年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに甲乙協議して両者異議のないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後期間満了のときも同様とする。

(疑義等の決定)

第14条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成18年1月12日

甲 大阪府中央区大手前2-1-22  
大阪府知事 齊藤 房江

乙 大阪市浪速区幸町2-3-14  
大阪建設機械リース協同組合  
理事長 北野 一雄